

- (2) 駐輪場の収容台数
32台
- (3) 荷さばき施設の面積
551平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
52立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前8時 閉店時刻 午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
1か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成15年4月2日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室
平成15年4月23日から平成15年8月22日まで

熊本県公告第286号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成15年4月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宇土郡不知火町大字高良1848番地
- 2 築造者の氏名 荒木正
- 3 道路の位置 宇土郡不知火町大字亀松字築合129番3、同129番4、同130番1及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 79.10メートル
- 6 指定年月日 平成15年3月31日
- 7 指定番号 宇城景建第38号

熊本県公告第287号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成15年4月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町大字円台寺792番地
- 2 築造者の氏名 坂本主一
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字円台寺字川原立118番4、同119番4、同121番4、同121番7、同121番9及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.05メートル
- 5 道路の延長 31.00メートル
- 6 指定年月日 平成15年3月31日
- 7 指定番号 鹿本企調第50号

熊本県公告第288号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成15年4月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時 平成15年8月7日 午後1時30分から午後3時30分まで
 - (2) 場所 熊本県立大学 熊本市月出三丁目1-100
- 2 試験の種類
試験は、次の種類に分けて実施し、そのうち1種類を選択するものとする。
 - (1) 一般毒物劇物取扱者試験（以下「一般」という。）
 - (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験（以下「農業用」という。）
 - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験（以下「特定」という。）
- 3 受験資格
特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。